

新居浜市公告第 36 号

新居浜市シティブランド戦略推進業務事業者選定に係る
公募型プロポーザルの実施について

新居浜市シティブランド戦略推進業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 17 日

新居浜市副市長 寺 田 政 則

1 業務の概要

(1) 業務名 新居浜市シティブランド戦略推進業務

(2) 業務内容

- ア K P I 調査の実施・分析
- イ 市長宣言等によるシティブランド戦略発表イベントの実施
- ウ 広報ポスターの作成
- エ 庁内職員研修会の開催
- オ 次年度実施計画の策定
- カ 定期ミーティングの開催
- キ 新居浜みらい会議（仮称）の開催
- ク シンボルマークの活用
- ケ 市外向けプロモーションの実施
- コ 市制施行 80 周年記念事業への支援・助言

(3) 履行期間 契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部地方創生推進室

電話 0897-65-1238 (直通)

E-mail sousei@city.niihama.ehime.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成29・30年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けてないこと。

(3) 四国内に本店、支店又は営業所を有すること。

(4) 過去3年間（平成26年度から平成28年度まで）に、地方公共団体のシティプロモーションやブランド戦略に関する業務の受託実績があること。

4 参加資格確認申請

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

(1) 提出期限 平成29年3月27日(月) 17時15分

(2) 提出先 2の事業担当課

(3) 参加資格確認結果の通知

平成29年3月29日(水)までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式2)により通知する。

5 プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ(<https://www.city.niihama.lg.jp/>)のトップページ上の「組織(部・課)でさがす」→「企画部」→「地方創生推進室」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から平成29年3月27日(月)までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所 2の事業担当課

6 受託候補者の特定

企画提案の審査は、新居浜市シティブランド戦略推進業務事業者選定プロポーザル審査委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価、判断し、受託候補者を特定する。

7 その他

(1) 受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

(2) 提案等その他の関係書類作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

(3) その他詳細については新居浜市シティブランド戦略推進業務事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領による。